

令和8年度長崎県家畜商講習会開催要綱

長崎県農林部畜産課

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定に基づき、長崎県が行う令和8年度長崎県家畜商講習会（以下「講習会」という。）について必要な事項を定める。

1 講習の目的

家畜取引の業務に必要な知識の習得を図る。

2 講習の対象者

家畜商を営むために家畜取引の業務に関し必要な知識の修得を希望する者。ただし、次に該当する者及び次に該当する者を含む団体等に属する者を除く。

- （1）長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- （2）法人で、その役員のうち暴力団員に該当するもの
- （3）暴力団員が、その活動を支配するもの

3 開催日時、場所

（1）開催日時

日程	講習項目及び時間
【第1日目】 令和8年8月17日（月）9：15～17：40	1 家畜の取引に関する法令（4時間） 2 家畜の品種及び特徴（4時間）
【第2日目】 令和8年8月18日（火）9：30～17：40	3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 （6時間）

（2）開催場所

リモート会場：各農業高校、農業大学校、

県央振興局農業企画課（諫早市永昌東町 25-8）

島原振興局農業企画課（島原市西八幡町 8509-2）

県北振興局農業企画課（佐世保市吉井町大渡 80）

五島振興局農業振興普及課（五島市福江町 7-1）

壱岐振興局農業振興普及課（壱岐市芦辺町国分東触 678-7）

対馬振興局農業振興普及課（対馬市厳原町宮谷 224）

高校、大学校生は、それぞれの学校で受講。一般の受講者は、受講申し込みを届けた振興局で受講。県外の受講者は、受講申込書に受講希望振興局名を記入すること。

4 受講の申込み

(1) 受講希望者は、(3)に記載する「家畜商講習会受講申込書」に必要事項を記入し、同イ～オ（ただし、エについては、該当者に限る）を添えて、住所地を所管する振興局（農業企画課、農業振興普及課）で申込手続きを行うものとする。

なお、県外に住所を有する者は、長崎県農林部畜産課で申込手続きを行うものとする。

(2) 受講申込書等の配布

家畜商講習会受講申込書及び長崎県暴力団排除条例に係る誓約書は、住所地を所管する振興局の窓口において配布する。

なお、送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

(3) 受講申込書

ア 家畜商講習会受講申込書

イ 家畜商講習手数料 3,300円

・電子納付（オンライン納付）又は手数料納付書による納付をしてください。

（※別紙「手数料の納付方法について」を参照）

ウ 写真

・縦4cm×横3cm程度のもので、申込日前6ヶ月以内に撮影した上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの

エ 講習時間の特例措置を受けようとする者（該当者のみ）

・獣医師免許証の写しまたは家畜人工受精師免許証の写し、もしくはその両方

オ 長崎県暴力団排除条例に係る誓約書

(4) 受講申請書等の提出先

先	住所	連絡先	申請者住所地
農林部畜産課	長崎市尾上町3-1	095-895-2953	県外
県央振興局 農業企画課	諫早市永昌東町25-8	0957-22-0389	長崎市、諫早市、大村市、西海市、 長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、 波佐見町
島原振興局 農業企画課	島原市西八幡町 8509-2	0957-62-3610	島原市、南島原市、雲仙市
県北振興局 農業企画課	佐世保市吉井町大渡 80	0956-41-2033	佐世保市、平戸市、松浦市、 小値賀町、佐々町
五島振興局 農業振興普及課	五島市福江町7-1	0959-72-5115	五島市、新上五島町
杵岐振興局 農業振興普及課	杵岐市芦辺町国分東触 678-7	0920-45-3038	杵岐市
対馬振興局 農業振興普及課	対馬市厳原町宮谷 224	0920-52-4011	対馬市

(5) 申請期限：令和8年7月17日（金）必着

(6) その他：申請時に徴収した受講手数料は返還しない

6 講習の特例措置

獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)第 3 条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 16 条第 1 項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

7 講習会修了証明書の交付

所定の講習過程の全てを修了した者には、講習会修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 初日の講習会受付は、午前 9 時 15 分から午前 9 時 25 分までの間に行い、講習会開始後は受け付けない。
- (2) 受講者は筆記用具を持参すること。
- (3) 講習会テキストは当日受付で 3,700 円 ※初日講習会受付時
(「家畜商講習会テキスト 家畜取引の知識(第 2 次改訂版)」を使用)

(※別紙)

手数料の納付方法について

申請手数料は、「手数料納付書」もしくは「長崎県電子申請システム（オンライン）」にて納付してください。手数料納付の方法の詳細は以下の【お知らせ（別添資料）】を参照ください。

①手数料納付書を利用した納付方法

- (1) 手数料納付書を各管轄振興局や関係行政機関等の窓口にて入手する。
 - (2) 手数料納付書の上段を切り離し、住所・氏名欄に記入。下段は保管する（申請に使用します。）
 - (3) 金融機関で現金支払いを行い、領収証書（領収印あり）と納付済証を受け取る。
 - (4) 申請書別葉「手数料納付済申出書」に納付済証と保管していた照合票を貼付し、申請書・誓約書と併せて提出する。
- ・【お知らせ（別添資料）】 手数料納付書の入手方法と納付書を利用した手数料の納付方法
 - ・【参考】 申請書・手数料納付済申出書_記載例

②長崎県電子申請システムを利用した納付方法（オンライン納付）

- (1) 納付申請フォームによりオンライン決済を行ってください。
 - (2) 申込完了通知メールに記載の整理番号を、申請書上部の「整理番号」欄に記載して申請してください。
- ・【お知らせ（別添資料）】 納付のみをオンラインで手続きする時の流れ
 - ・納付フォームには以下のリンクやお知らせ別添資料のQRコードから接続可能です。
 - ・[家畜商に関する情報 - 長崎県ホームページ](#)

※決済完了後、「申込完了通知メール」記載のURLから「申込内容照会」に接続し、整理番号とパスワードを入力することで「申込詳細」の画面を表示することができます。

※領収書は発行されません。「申込詳細」の画面を印刷したものを、領収書の代用としてご利用ください。

※納付申込（「申込完了通知メール」が届いた状態）では決済は完了していません。「申込完了通知メール」記載のURLから決済手続きまで完了させてください。なお、決済を完了すると、「申込詳細」画面において「納付状況」が支払い済みであることを確認できます。

整理番号（オンライン納付後、以下に12桁の整理番号を記入すること。）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【写真添付】

- ・申込前6ヶ月以内に撮影したもの
- ・上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの
- ・縦4cm×横3cm程度のもの

家畜商講習会受講申込書

令和 年 月 日

長崎県知事 殿

住 所

電話番号（ - - ）

緊急時連絡先（ - - ）

ふりがな

氏 名

生年月日

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習を受けたいので申し込みます。

（県外の受講希望者： 振興局で受講希望）

注 家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書きの規定により講習の特例措置を受ける場合は、家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号）第4条の各号に掲げる資格（獣医師又は家畜人工授精師）の免許証の写しを別に添付すること。

(別葉)

手数料納付済申出書

申請者名		
納付した手数料の内容		
※領収証書から切り離れた<納付済証>を貼付	※納付書の控え右側の<納付済証 照合票>を貼付	

太枠内の申請者名欄に「氏名 (名称)」を記入ください。

手数料納付書の領収証書から切り離れた<納付済証>と納付書の控え部分から切り離れた<納付済証照合票>の2つを貼付してください。

【県処理欄】

財務会計システムへの申請書等受付の登録

誓約書

令和 年 月 日

長崎県知事 様

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日

年 月 日

私は、令和8年度長崎県家畜商講習会受講申込に当たり、次の事項について誓約します。

1 次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

令和8年度長崎県家畜商講習会講義内容

○日 時：令和8年8月17日（月）～8月18日（火） 2日間

○場 所：（リモート会場）各農業高校、農業大学校、各振興局

日	区 分	科 目	時 間	備 考
令和8年 8月17日 (月)	受 付		9:15～9:25	テキストあっせん
	開講式	オリエンテーション	9:25～9:30	
	家畜の取引に関する 法令（計4時間）	家畜商法、家畜取引法 （1時間20分）	9:30～10:50	
		牛のトレーサビリティ法 （1時間）	10:50～11:50	
		～昼食休憩～ (70分)	11:50～13:00	
		家畜の共済制度（40分）	13:00～13:40	
		家畜伝染病予防法、薬事法 （1時間）	13:40～14:40	
家畜の悪癖、機能障害 及び疾病（計6時間）	主要な家畜疾病 (FMD、PEDほか) 飼養衛生管理基準 (3時間)	14:40～17:40	獣医師免除	
令和8年 8月18日 (火)	家畜の品種及び特徴 (計4時間)	牛・馬・豚・めん羊・山羊 の品種と特性 (2時間30分)	9:30～12:00	獣医師免除 人工授精師免除
		～昼食休憩～ (1時間)	12:00～13:00	獣医師免除 人工授精師免除
		牛・馬・豚・めん羊・山羊 の品種と特性 (1時間30分)	13:00～14:30	獣医師免除 人工授精師免除
	家畜の悪癖、機能障害 及び疾病（計6時間）	その他の家畜疾病 主要な機能障害と悪癖 (3時間)	14:30～17:30	獣医師免除 人工授精師免除
	閉講式		17:30～17:40	獣医師免除 人工授精師免除

（参考）家畜商法施行令第一条の四第一号により、下記の通り講習免除の特例がある。

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1 家畜の取引に関する法令 | 4時間 |
| 2 家畜の品種及び特徴 | 4時間（獣医師免除、人工授精師免除） |
| 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 | 6時間（獣医師免除、人工授精師免除（疾病除く）） |